

## 【用語説明】

	用 語	解 説
か行	狭隘道路	幅員の狭い道路のこと。本計画では幅員 4m未滿の道路のことを指している。
	居住環境地区	外周を幹線道路に囲まれた居住地区（住宅地等）のこと。地区内に用事のない交通は外周の幹線道路を通行し、地区内への流入は抑制されることから、地区内には安全で快適な住環境を確保することができる
	緊急啓開道路	地震等の災害発生時に、被災地及び被災者に対する教護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実にするために、緊急道路障害物除去（「倒壊した建築物等の路上障害物の除去」および「陥没や亀裂等の応急補修」）を優先的に実施する路線。西東京市防災計画（平成 15 年策定）において指定されている。
	交差点すいすいプラン	道路幅員の狭い片側 1 車線の道路で、交差点直前の短い区間の用地を買い取り右折車線などを設置するもので、比較的短期間に小額の投資で大きな効果の得られる交差点改良事業として東京都が実施している。
	コミュニティ道路	車道部分の幅員を変化させたり、蛇行（カーブ）や段差（ハンプ）を取り入れるなどし、自動車が自然に減速し、歩行者や自転車に安全で快適に通行できるように整備された道路のこと。
た行	多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）	東京都が、多摩地域における都市計画道路を計画的、効率的に整備することを目的に策定した計画。平成 18 年策定。
	地区計画	用途地域のような広域的な視点からのゾーニング手法に対して、地区からの発想で、きめ細やかな地区の特性に応じたまちづくりを行うための手法のこと。建物の用途・高さ・壁面位置などを地域住民が参加して検討し定めることで、地区の環境保全・改善を図る。規制強化と併せ、容積率規制の緩和等を行う場合もある。
	地区内集散機能	地区内で発生する交通を集めて外周の幹線道路に流す機能、外周の幹線道路から地区内の各地に交通を分散させる機能のこと。
	地区内発生・集中交通量	地区内から出発または地区内へ到達する自動車交通量のこと。
	通過交通	通行している地域や沿道を出発地・目的地としない、地域を通過するだけの交通のこと。
	電線の地中化	円滑な道路交通の確保、道路警官の整備、防災上の観点から電柱類を地中に埋設すること。

	用語	解説
た行	都市計画道路	都市計画法第に規定された都市施設の1つであり、都市計画決定された道路を指す。定める事項としては、種類、名称、位置、区域、種別及び車線の数、その他の構造となっている。安全・快適な交通の確保、みどりの空間の確保、活力と魅力のある都市形成、防災強化、上下水道、ガスなどの収容箇所等、さまざまな機能を有する。本市では、西東京都市計画道路が26路線存在している。
	都市計画マスタープラン	地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなどに関する「基本的」「総合的」「長期的」なまちづくりの方針。西東京市においては、平成16年に策定されている。
は行	ハンプ	車道路面に設けた凸型または凹型の舗装で、これにより自家用車の速度を抑制させるもの。イメージハンプは、路面表示の変化によって視覚的にハンプがあるように見せ、速度を抑制させるもの。
	バスベイ	バスが停留所に停車することにより発生する渋滞の解消や安全性の向上を図るために設けるバス停車帯のこと。
	バリアフリー化	「障壁を取り除く」という意味。障壁には、差別や偏見等の心のバリア、階段や段差等の物的バリア、情報等のバリア、法律や社会の仕組みなど制度のバリアがあり、それを取り除き、誰もが利用可能な都市環境を作ることである。
	人にやさしいまちづくり事業 整備計画	「人にやさしいまちづくり事業」は、高齢者・障害者等に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するために、市街地における高齢者・障害者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備促進を図ることを目的に、平成6年に創設された制度である。整備計画は、事業の対象である移動システムや特定建築物等の整備に関連する事項とともに、道路など、これに関連して行う福祉インフラの整備・改善に関する事項について、整備促進を図ることを目的に策定されたものである。本市では、「田無駅周辺地区（平成9年）」「保谷駅周辺地区（平成12年）」「ひばりヶ丘駅周辺地区（平成15年）」「東伏見駅・西武柳沢駅周辺地区（平成15年）」において、整備計画が策定されている。
	歩車共存道路	車道の蛇行、障害物の設置、路面の仕上げなどにより自動車の速度を落とさせ、歩行者が安心して歩けるようになっている道路のこと。
	ボトルネック	車線数が減少する場所や交差点など、交通渋滞を引き起こす要因となるような場所をいう。